

鳥取縣公報

昭和二十六年六月二十六日
第二千二百二十一號
火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第二百七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十六年六月四日変更登録した。

昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西尾愛治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(S) 第一三九号

昭和二十五年
二月二十二日

大和工務店

改元 鳥取市吉方町三一三番地

森下 一

〃 第二〇二号

〃 二十六年
一月十九日

鳴本組

改元 日野郡江尾町一一四番地
〃 神奈川村大字武庫四一番地

鳴本 信雄

〃 第八五号

〃 二十四年
十月十九日

改元 中山土建林業株式会社
中山土建株式会社

中山 牧藏

◇鳥取縣告示第二百七十三号

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)
火金(時ハ翌日)

昭和二十六年六月二十六日
第二千二百二十一号

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		保険医氏名	指定年月日
	名称	所在地		
外、内科	鷺見病院	気高郡青谷町中町三一四五	鷺見 敦臣	昭和二十六年六月一日
	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一	青木堅太郎	六月二日

◇鳥取縣告示第二百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) に基く保険医指定を次のように取消した。

昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		取消事由	保険医氏名	取消年月日
	名称	所在地			
外科	久野医院	気高郡鹿野町一六九五	廢止	久野 礼二	昭和二十六年四月二十日
	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一	管外転出	奥村 吉文	六月二日

01061

歯科 柏原歯科医院 米子市道笑町一丁目九八 廢止 柏原 国男 四月三十日
 " 河原 " 気高郡日置村河原八六二 管外転出 石原 瑞樹 " 五月一日
 " 湖山 " 東伯郡橋津村 " 石鍋 史郎 " 五月二十五日

◇鳥取縣告示第二百七十五号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		異動事由	保険医氏名	異動年月日
	名称	所在地			
歯科	安藤歯科医院	新 日野郡黒坂町大字 鳥取市元鑄物師町六	在地変更	安藤 瑞峰	昭和二十六年五月十五日
		旧 黒坂一、三五〇			

◇鳥取縣告示第二百七十六号

建設業法(昭和二十四年五月法律第百号) 第九條第三項の規定による届出があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年三月二十三日まつ消した。

昭和二十六年六月二十六日

01060

01062

登録番号 登録年月日 鳥取県知事 西尾愛治
 鳥取県知事登録 (5)第十八号 昭和二十四年十月十九日 商号又は名称 主たる営業所々在地 申請者氏名
 日進土建株式会社 米子市明治町五七 森本繁藏

◇鳥取縣告示第二百七十七号

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百一十一号(鳥取県金庫設置に関する件)中上井支金庫派出橋津歳入金取扱所を昭和二十六年六月十一日限り廃止した。

昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西尾愛治

昭和二十六年度第四、四半期において立木竹を伐採しようとするものは、次の様式によつて昭和二十六年七月二十五日までに森林の所在地を管轄する地方事務所経由知事に申告すること。

◇鳥取縣告示第二百七十八号

森林法(明治四十年法律第四十三号)第十三條ノ二の規定に基いて立木竹の伐採につき予定申告を次の通り実施する。

昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西尾愛治

01063

森林区号	
森林番号	
森林の種類	

昭和 年 月 日

申告者 住所

氏

名 印

鳥取県知事 西尾愛治 殿

昭和二十六年度第四、四半期立木竹伐採予定申告

森林の所在地	針広別	用材		薪炭		竹		森林所有者		備考
		樹種	面積	樹種	面積	伐採	面積	住所	氏名	
郡 町村 大字 字 地番	針葉樹		町		町		町			
	広葉樹									

註 1、この申告は昭和二十六年度第四、四半期において伐採を予定するもののみを記載し書類を二通提出すること。
 2、森林の種類欄には普通林、制限林、自家用林に区分して記載し森林区及び森林の種類欄の異なる毎に別紙とする。
 3、この申告において制限林とは、保安林、国立公園特別地域、砂防指定地その他法令により施業上の制限を受け、自家用林を除く森林をいう。伐採は、間伐とし、伐採歩合は部分伐、間伐について材積に対する伐採の歩合を%をもって記載すること。
 4、買取伐採するものはその期限を、制限林については許可の有無を備考欄に記載すること。

◇鳥取縣告示第二百七十九号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
岩美郡浦生村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当
する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定
する。

・昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十六年七月一日から

” 七月五日まで

農地委員會告示

◇鳥取縣農地委員會告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八
條の規定により西伯郡淀江町外一箇村農地委員會より申
請のあつた農地等の交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十六年六月二十六日

農地委員會名

鳥取県農地委員會

申請年月日 認可年月日

西伯郡淀江町農地委員會

昭和二十六年 昭和二十六年
五月二十六日 五月二十八日

” 高麗村 ”

五月二十五日 五月二十八日

昭和二十六年六月二十六日印刷
昭和二十六年六月二十六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月五日)
第三種郵便物認可

印

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印

刷

所